

浜松市舞阪サテライトオフィス事務室利用者募集要項

(2024年4月1日改定)

本施設は、浜松市の産業の活性化や新産業創出に繋げるための施設です。ご利用にあたりましては、事前に、利用目的や事業展開等の審査を行います。

1. 施設概要

- (1) 名称 浜松市舞阪サテライトオフィス
- (2) 所在地 静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪 2701 番地の 9 舞阪支所 4 階
※JR 東海道線「弁天島駅」徒歩 8 分
※住所利用・法人登記可能
- (3) 利用時間 365 日 24 時間利用可能
※やむを得ない事由により施設が閉館となる場合を除きます。
- (4) 使用料 「3. 使用料」のとおり
- (5) 利用期間 ■個人 … 1 年以内
■申請時点で市内に事務所等を有していない法人 … 5 年以内
■新規設立法人 … 5 年以内
■市内企業 … 1 年以内
※利用期間の開始日から起算して、個人の場合は最長 2 年、法人の場合は最長 7 年まで更新可能です。(個人が利用期間中に法人化した場合は、法人の利用期間を準用します。)
- (6) 事務室の設備 ■空調設備 … 個別空調
■電気設備 … 単相 100V (差込口は 2~4 口)、LED 照明
■フロア … OA フロア (4 口 OA タップ 5~7 個)
■電話回線 … 配線有り (利用者自身で契約)
■インターネット回線 … 高速通信回線有り (利用者自身で契約)
■セキュリティ … 建物:機械警備 / 事務室:スマートロック
■什器 … 無し (利用者自身で用意)
- (7) 共用施設等 ■施設 … エレベーター (13 人乗り、積載荷重 900 kg)、給湯室、打合せスペース
■設備 … 打合せスペース内のホワイトボード、モニター用 TV、プロジェクタ、マイク、スピーカー、スクリーン
- (9) 駐車場 有り (1 室につき、2 台まで利用可能)
- (10) 備考 舞阪サテライトオフィス含め、舞阪支所敷地内全面禁煙
※エレベーター及び駐車場は、舞阪支所との共用施設となります。

2. 利用者の条件

浜松市舞阪サテライトオフィス事務室の利用者の条件は、「浜松市舞阪サテライトオフィス条例」第6条第1項各号に該当し(同条第2項の規定に該当する者を除く)、かつ、使用料等の支払い能力のある個人(個人事業主 及び 2年以内に開業又は会社等の設立を予定する者)又は、法人(市内企業から独立した新規事業会社を含む)としています。

浜松市舞阪サテライトオフィス条例

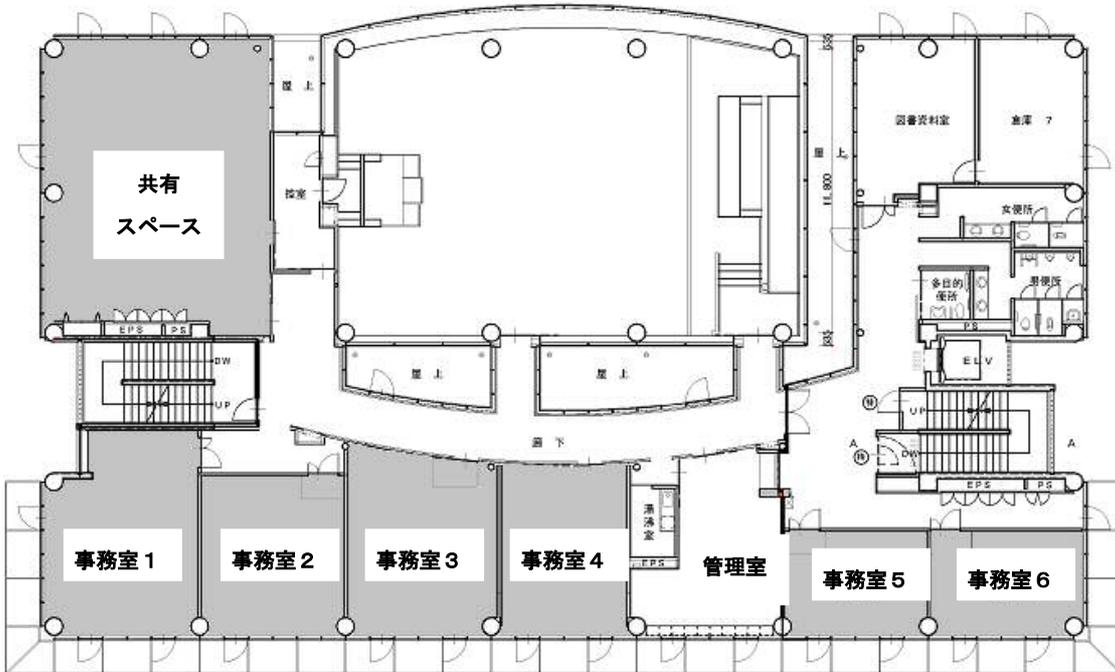
第6条 事務室を利用することができる者は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当すると市長が認める者とする。

- (1) 当該事務室を拠点として行う事業において、市内の企業と協業する等により、本市の産業の活性化に努める者であること。
- (2) 当該事務室を拠点として行う事業において、その有する革新的な技術やサービスを活用することにより、本市の産業の振興に寄与することが期待される者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域産業の活性化及び新たな産業の創出を図るために市長が必要があると認める基準

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、事務室を利用することができない。

- (1) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

3. 使用料



事務室	事務室 1	事務室 2	事務室 3	事務室 4	事務室 5	事務室 6
面積 (㎡)	53.32	41.01	48.48	39.11	27.21	29.35
月額使用料 (円)	84,640	65,080	77,000	62,130	43,190	46,550

※月額使用料は 10%税込額

- 市内に事務所等を有しない法人が設立後初めて利用する場合は、月額使用料を 1/2 減免します (利用開始日から最長 5 年間)。
- 利用期間中に消費税率の変更があったときは、それに伴う月額使用料の変更を行うことはありません。
- 事務室内で使用する電気料は、利用者自身の負担となります。
- インターネット回線は、利用者自身によりご契約ください。

4. 申込方法

事務室の利用を希望される場合は、「浜松市舞阪サテライトオフィス事務室利用者募集申込書」によりお申込みください。

また、お申込みにあたりましては、事前に、浜松市産業部スタートアップ推進課までご連絡ください。

(1) 申込書類 ■ 浜松市舞阪サテライトオフィス事務室利用者募集申込書

【添付書類】

- ・ 事業計画書
- ・ 事業概要がわかるパンフレット等

<個人>

- ・ 住民票（3カ月以内に取得した原本）
- ・ 直近の所得税確定申告書
- ・ 納税証明書（国、都道府県および市町村）

※全ての税目において未納が無いことが分かる証明書を提出してください。

<法人>

- ・ 法人登記簿謄本（3カ月以内に取得した原本）
- ・ 決算書の写し（直近3期分）
- ・ 納税証明書（国、都道府県および市町村）（直近1期分）

※全ての税目において未納が無いことが分かる証明書を提出してください。

(2) 受付場所 〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所6階
浜松市産業部スタートアップ推進課
(電話：053-457-2825)

(3) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(土日祝、年末年始(12/29~1/3)を除く。)

5. 審査

申込書類を基に、「事務室の利用の許可の申請をすることができる者」を決定するための審査を行います。

(1) 審査 ■1次審査

- ・ 申込書類を基に審査を行います。また、申込書類のみでの審査が困難な場合は、ヒアリング・追加の資料提供を求めることがあります。
- ・ 審査結果は、Eメールにてお知らせします。

■2次審査（1次審査を通過した方のみ）

- ・ 選定委員会により、面接審査を行います。
- ・ 事業の新規性や将来性、地域産業への貢献見込、経営者の意欲等を審査します。
- ・ 審査結果は、郵送にてお知らせします。

(2) 審査期間 お申込みから2カ月程度

(3) 利用申請 第2次審査の結果、「事務室の利用の許可の申請をすることができる者」として決定された方には、「浜松市舞阪サテライトオフィス事務室利用許可申請書」をご提出いただきます。

6. その他留意事項

- (1) 利用者が以下に該当する場合は、許可を取消、又は利用の条件を変更・停止します。
- ① 浜松市舞阪サテライトオフィス条例、同条例施行規則に違反したとき
 - ② 利用者の条件に該当する者でなくなったとき
 - ③ 事務室の利用許可に付けた条件に違反したとき
 - ④ 管理上の指示に従わないとき
 - ⑤ 虚偽その他不正の行為により利用の許可を受けたことが明らかになったとき
 - ⑥ 工事その他管理上やむを得ない必要性が生じたとき
 - ⑦ 公益上必要があるとき
 - ⑧ 破産手続き開始若しくは再生手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 事務室内に特別な設備を置くほか、造作や形状の変更を行う場合は、事前に浜松市へ申請を行い、許可を得てください。また、当該申請にあたっては、設計書、仕様書、図面、その他の当該設備の内容がわかる書類を添付してください。なお、退去時には、利用前の状態に原状回復してください。
- (3) ご利用にあたっては、火気・危険物等の使用、騒音・振動・悪臭等の恐れがある使用、公序良俗に反する使用はできません。
- (4) お申込みにあたり提出いただいた書類は返却いたしません。
- (5) 事務室は、飲食店や小売店として物販・サービス業など、店舗としてご利用いただくことはできません。

【問い合わせ先】

<施設及び事務室利用のお申込み等について>

浜松市産業部スタートアップ推進課

〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町 103 番地の 2

浜松市役所 6 階

電話：053-457-2825

E-mail：vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

<内覧について>

浜松市舞阪サテライトオフィス 管理人室

E-mail：satelliteoffice@gmail.com